

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 4 月 11 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称イーナチュラリー
株式会社 e-Naturally
〒630-8453
奈良市西九条町三丁目3番11号
ヨネクラ ヒロシ

住所

代表取締役 米倉 浩史
印フリガナ
代表者氏名

0742-62-1523

電話番号

0742-62-6460

FAX番号

info@e-naturally.jp

メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	✓
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 30年 4月 11日

申請者 氏名又は名称

株式会社 e-Naturally

住 所

〒630-8453

奈良市西九条町三丁目3番11号

代表者氏名

代表取締役 米倉 浩史

電話番号 0742-62-1523



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 ヨネクラ ヒロシ 米倉 浩史	
事業の範囲	給水装置工事全般（設計及び施工） 上下水道設備工事の設計及び施工
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 e-Natural ly
上記事業所の所在地	郵便番号 630-8453 住所 奈良市西九条町3丁目3番11号 電話番号 0742-62-1523 FAX番号 0742-62-6460 メールアドレス info@e-naturally.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
米倉 浩史	第38998号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機械器具調書

平成 30 年 4 月 11 日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管切断用の 機械器具	塩ビパイプカッター		2	
	金切鋸		1	
	塩ビ鋸		1	
	パイプカッター		2	
	高速カッター		1	
水圧テスト 測定機器				
	水圧テストポンプ		2	
測量用の 機械器具	レベル		1	
	レベル脚		1	
	スタッフ（箱尺）		1	
	巻尺（30m）		1	
	メジャー（コンベックス）		1	
管加工用の 機械器具	やすり		1	
	パイプねじ切り機		1	
	パイプバイス		1	
管接合用の 機械器具	トーチランプ		2	
	パイプレンチ	L-600	2	
	パイプレンチ	L-900	2	
堀削用の 機械器具	アスファルトカッター		1	
	縦ランマー		1	
	プレートランマー		1	
	水中ポンプ		1	
	汚泥ポンプ		1	
	圧着器	φ 50	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成30年 4月 11日

申請者

氏名又は名称 株式会社 e-Naturally
住 所 奈良市西九条町三丁目3番11号
代表者 氏名 代表取締役 米倉 浩史



水道事業者 殿

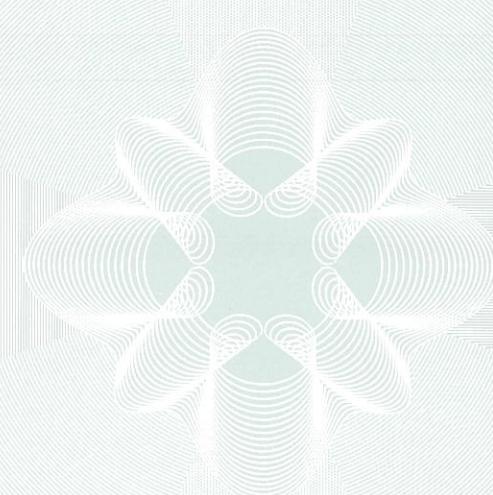
(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市西九条町三丁目3番11号
株式会社e-Natural1y

会社法人等番号	1500-01-008174
商 号	株式会社e-Natural1y
本 店	奈良市西九条町三丁目3番11号
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う
会社成立の年月日	平成20年1月22日
目的	<ul style="list-style-type: none"> 1. 土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事の設計、施工、管理及び請負 2. 住宅の新築、増改築、修繕、リフォーム工事の設計、施工、請負及び管理 3. 建築物及び付属設備の清掃、管理 4. 建築物、構築物、その他工作物の解体業 5. 建築物のメンテナンス業 6. 一般産業廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理 7. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理 8. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業 9. 前各号に付帯関連する一切の業務
発行可能株式総数	10万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 10株
資本金の額	金10万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならぬ。
役員に関する事項	<p>取締役 米倉 浩史</p> <p>奈良市大安寺三丁目11番17-101号 代表取締役 米倉 浩史</p>
登記記録に関する事項	<p>設立</p> <p style="text-align: right;">平成20年 1月22日登記</p>

奈良市西九条町三丁目3番11号
株式会社e-Natural1y



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成30年 4月 6日

奈良地方法務局

登記官

菊 池 寛 之



株式会社 e - Naturally 定款



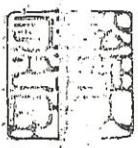
平成 20 年 月 日 作成
平成 年 月 日 公証人認証
平成 年 月 日 会社設立

原本と相違ありません

H30年4月6日

〒630-8453 奈良市西九条町3丁目3番11号
株式会社 e-Naturally
代表取締役 米倉 浩史
TEL0742-62-1523 FAX0742-62-6460





株式会社 e-Naturally 定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社 e-Naturally と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事の設計、施工、管理及び請負
2. 住宅の新築、増改築、修繕、リフォーム工事の設計、施工、請負及び管理
3. 建築物及び付属設備の清掃、管理
4. 建築物、構築物、その他工作物の解体業
5. 建築物のメンテナンス業
6. 一般産業廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理
7. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
8. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
9. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は本店を 奈良市西九条町3丁目3番11号 に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、100,000 株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならぬ。

(基準日)

第 7 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 8 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 2 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 9 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

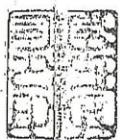
(決議の方法)

第 10 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 11 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。



第4章 株主総会以外の機関

(取締役の員数)

第 12 条 当会社は、取締役 1 名以上を置く。

(代表取締役)

第 13 条 当会社の取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

(社長)

第 14 条 取締役が 2 名以上ある場合は代表取締役を、取締役が 1 名の場合は当該取締役を社長とする。

(取締役の選任)

第 15 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第 16 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第 17 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第 18 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第 19 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。



第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 20 条 当会社の設立に際して発行する株式は、10 株とし、その発行価額は 1 株につき金 1 万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額)

第 21 条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は金 10 万円とする。

(最初の事業年度)

第 22 条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成 20 年 6 月 30 日までとする。

(設立時取締役)

第 23 条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

住所 奈良市大安寺三丁目 11 番 17-101 号

設立時取締役 米倉 浩史

(発起人の氏名及び住所、引受株式数)

第 24 条 発起人の氏名及び住所は次のとおりである。

住所 奈良市大安寺三丁目 11 番 17-107 号

氏名 米倉 浩史

引受株式数 10 株

(定款に定めのない事項)

第 25 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

株式会社 e-Naturally 設立のため、この定款を作成し発起人が次に記名押印をする。

平成 20 年 1 月 18 日

発起人 米倉 浩史



第24条(字削除)はかく入



平成 20 年第 6 号

定 款 認 証 証 書

株式会社 e-Naturally の発起人米倉浩史の代
理人藤本忠相 _____ は本定款 2 通を
提出し本公証人の面前において被代理人が _____
その各通につきそ の記名押印を自認する旨陳述した
本定款中第 24 条 1 字削除 1 字加入 _____

ここにこれを認証する _____

平成 20 年 1 月 18 日日本職役場において

奈良市内侍原町 6 番地 林業会館ビル 3 階

奈良地方法務局所属

公証人

三木博人



第三八九九八号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

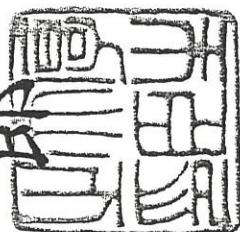
氏名 米倉 浩史

昭和四十七年五月十五日生

水道法(昭和三十二年法律第二百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



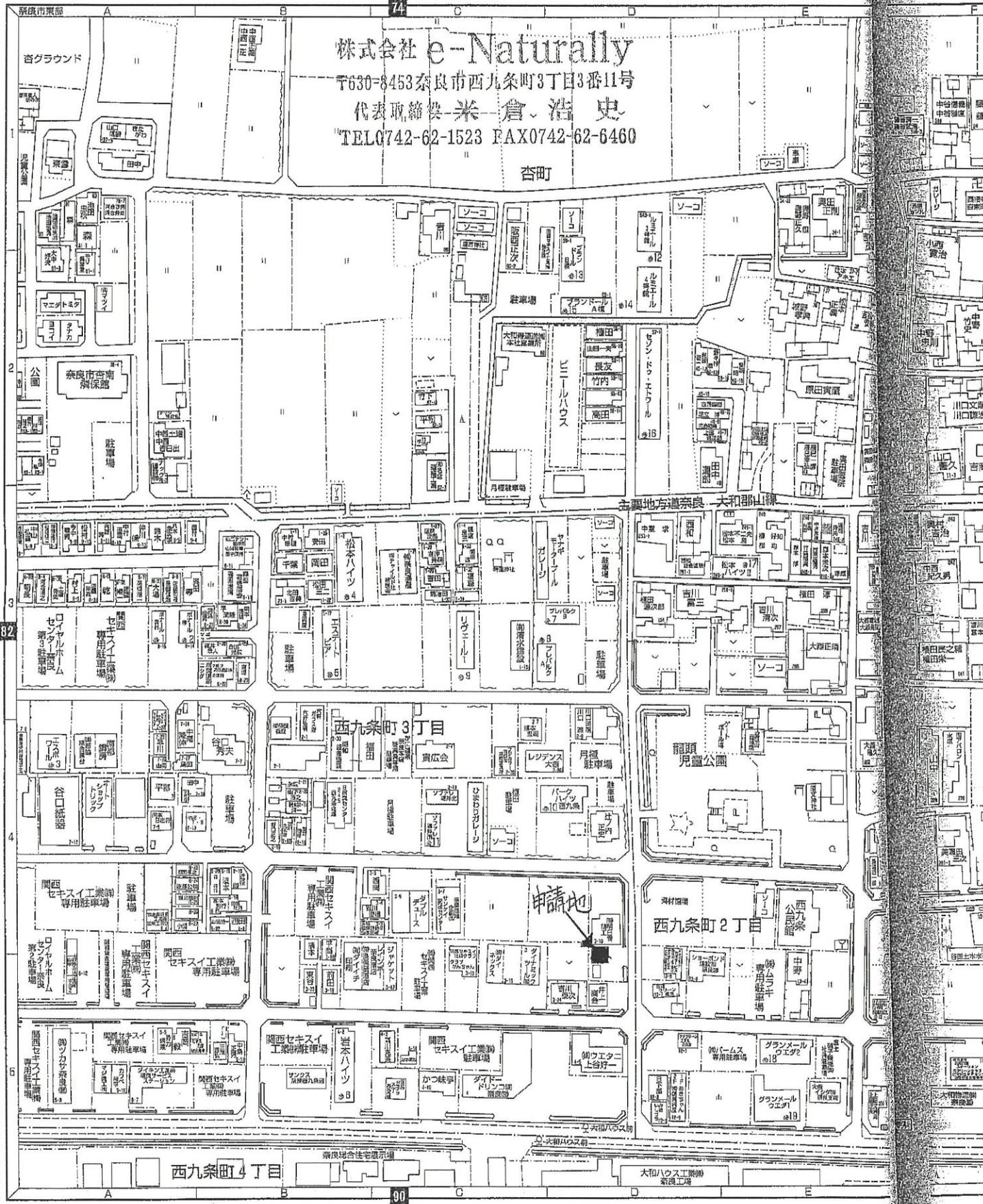
(社) 廉庫・工場・事務所
新大宮駅前
大丸不動産
生駒山東生駒1-23 (0743) 75-3333
234-7134

大陽興産株
1000
生駒山東生駒1-23 (0743) 75-3333

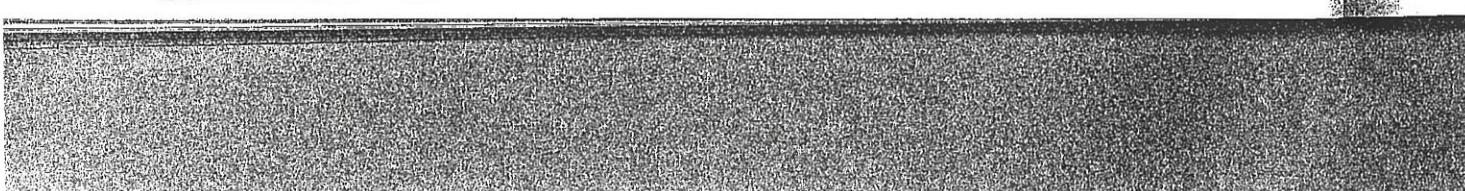
株式会社 和田建設
(43) 1000
大和本社 (34) 9480
大和フランチャイズ大和本社

株式会社 ダイヤハウス
天理市南六条町143-1 TEL(0743) 68-3355
FAX(0743) 68-3455

M's
賃貸

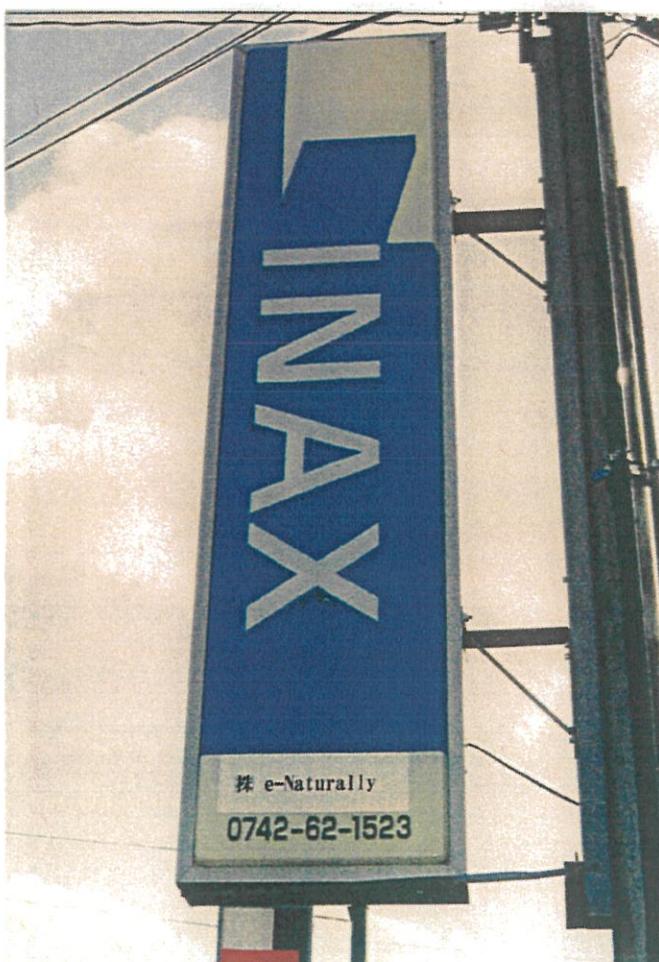
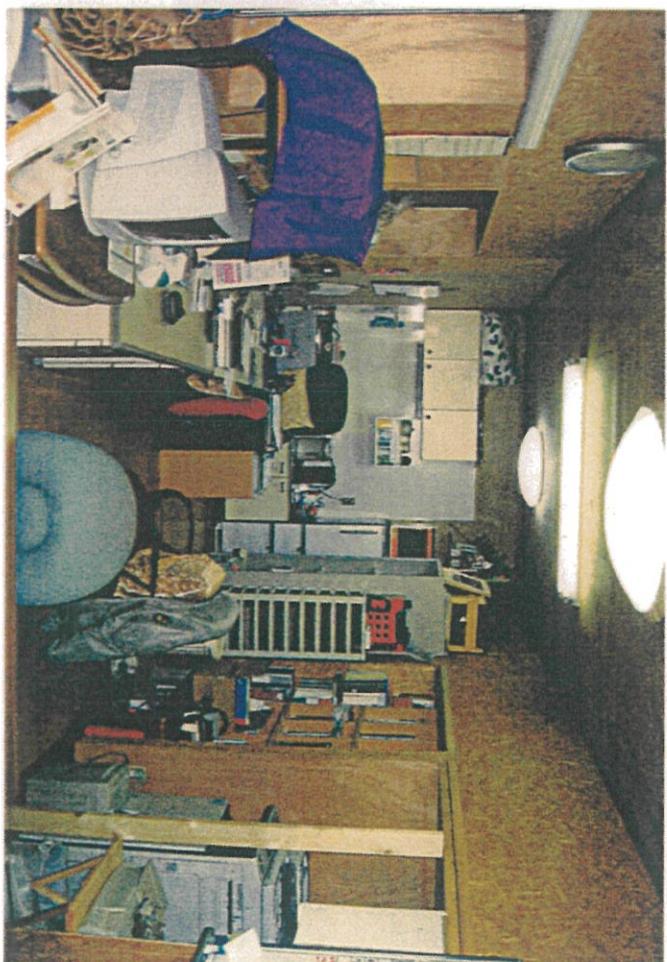
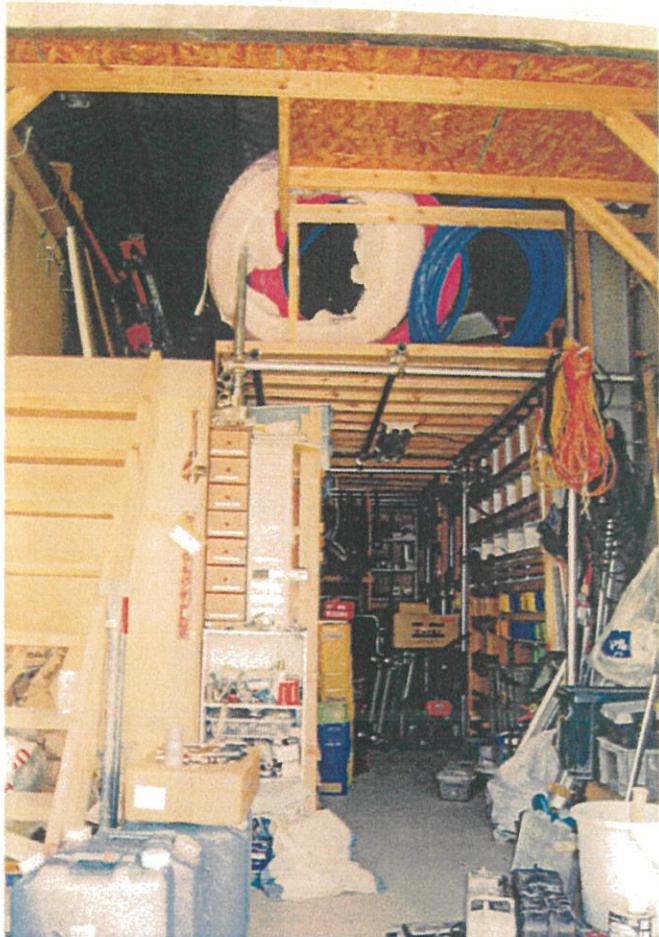
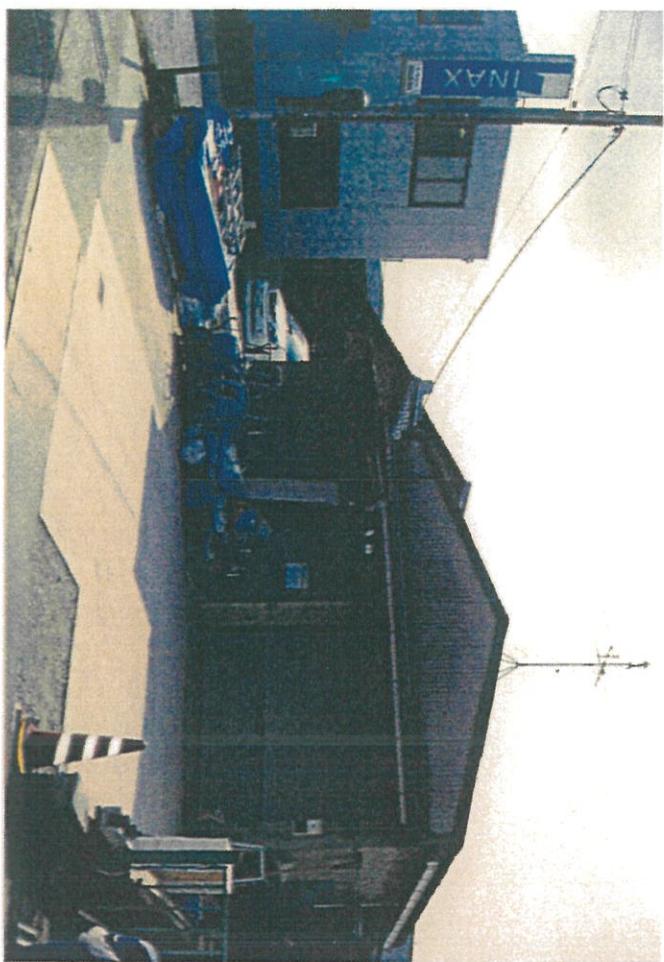


不動産会社 国際セキスイ工業
紀乃國屋商事 株式会社
店舗・事務所専用駐車場
TEL (0742) 23-6554 FAX
23-6553





1. 事業名称 图面名称 事務所、倉庫見取り図	株式会社 e-Naturally 奈良市西九条町3-3-11 tel0742-62-1523 Fax0742-62-6460	縮尺 作成者	
			1/500



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 4 月 11 日

申請者 氏名又は名称
 住所
 代表者氏名
 電話番号
 FAX番号
 メールアドレス

イーナチュラリー
 株式会社 e-Naturally
 〒630-8453
 奈良市西九条町三丁目3番11号
 ヨイシフ ニラニ
 代表取締役 米倉 浩史
 印
 0742-62-1523
 0742-62-6460
info@e-naturally.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	✓
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成30年 4月 11日

株式会社 e-Naturaly
届出者 〒630-8453
奈良市西九条町三丁目3番11号 印
代表取締役 米倉 浩史

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 e-Naturaly	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
米倉 浩史	第38998号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

第三八九九八号

給水装置事業者免状

本籍 奈良県

氏名 米倉 浩史

昭和四十七年五月十五日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置事業者
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎

